

玉東町ふれあいの丘保健センター及び交流センター
電話等機器更新業務公募型プロポーザル実施要領

玉東町

令和4年9月20日

1 事業の概要

(1) 目的

玉東町では、設置から24年経過したふれあいの丘保健センター及び交流センター電話機等の更新を行う。

(2) 内容

玉東町ふれあいの丘保健センター及び交流センター電話等機器更新業務プロポーザル仕様書のとおりとする。

(3) 履行期間

事業者決定日から令和5年2月28日(火)まで

(4) 履行場所

玉東町大字木葉地内

(5) 提案上限額

2,636,300円(消費税及び地方消費税を含まない。)

この金額は、提案内容の規模を示すためのものである。提案見積金額は、この上限を超えてはならないものとする。上限額を超える額で提案してきた提案事業者は失格とする。

2 選定方式

(1) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(2) 公募型プロポーザル方式を採用する理由

老朽化による電話機の更新に併せ、電話等機器更新業務に必要な調査から施工までを行う事業者を公募し、実績、実施体制、費用等を総合的に評価し、本町に最もメリットのある事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

3 契約形態

本件は、工事請負費として予算措置してある。

構築後の令和4年度以降の機器保守費・運用保守業務契約については、価格等を考慮し、別途契約について検討を行うこととする。

4 スケジュール

- | | |
|------------------------|---------------|
| ①実施要領等の公表・配布 | 令和4年9月20日(火) |
| ②参加表明書の提出期限 | 令和4年10月7日(金) |
| ③参加資格確認結果の通知及び提案書の提出要請 | 令和4年10月11日(火) |
| ④辞退届の提出期限 | 令和4年11月4日(金) |
| ⑤質問書の受付期限 | 令和4年10月20日(木) |
| ⑥質問書の回答 | 令和4年10月24日(月) |

⑦提案書・見積書の提出 令和 4 年 11 月 4 日（金）

⑧プレゼンテーション（提案会）及び審査 令和 4 年 11 月 17 日（木）

⑨審査結果の通知 令和 4 年 11 月 18 日（金）

5 参加資格等

（1）参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下、「提案者」という。）は、単独企業または業務を共同連帯し受託するため 2 以上の者を構成員として結成された共同企業体によるものとし、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。共同企業体については、その構成員が共同企業体に関する協定を結ぶこととし、次に掲げる事項の全てをその構成員が満たすこととする。

- ①参加表明書の提出の際において、玉東町工事等請負・委託契約に係る指名停止措置要領（平成 6 年玉東町告示第 87 号）に基づく指名停止の措置を受けていない者
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ③社会更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ④民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑤国税及び地方税を滞納していないこと。

（2）提案の基本事項提案に係る基本事項は次のとおり。

- ・事前説明会は行わない。
- ・本提案にかかる費用は提案者の負担とする。
- ・辞退する場合は、辞退届（様式第 13 号）を提出する。
- ・質問は指定日までに電子メールで受け付け、後日、電子メールにて回答する。
- ・本審査は、提案書及びプレゼンテーション（提案会）を通じて行う。
- ・資格審査及び本審査の結果は、個別に通知する。
- ・提出書類は返還しない。
- ・提出書類は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- ・選定委員会は、非公開でプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案内容について各選定委員が採点し審査を行い、合計点により最優秀者及び次点者を選定する。
 - ①満点 150 点のうち、90 点（6 割以上）を最優秀者及び次点者の選定最低点数とし、これを満たさない場合は、選定から外れる。
 - ②提案者が 1 者のみの場合でも審査を行い、必要な条件を満たしていれば採用する。

6 提出書類及び提出方法

（1）参加表明書等の提出

- ①提出期限 令和 4 年 10 月 7 日（金） 午後 5 時まで

- ②提出書類 参加表明書（様式第 1 号）参加資格要件確認表（様式第 5 号）会社概要書（様式第 6 号）
※共同企業体にあつては、協定書の副本を添付すること。
- ③提出方法 郵送又は持参
※郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。
- ④提出先 本事業の事務局

（2）提案者の決定及び通知

参加資格確認結果通知書（様式第 2 号）により全員に通知する。また、決定した提案者には提案書提出要請書（様式第 3 号）により提案書の提出を要請する。玉東町ふれあいの丘保健センター及び交流センター電話等機器更新業務公募型プロポーザル仕様書に示す参考資料については、提案書提出要請に併せて送付する。

（3）質問書の提出

- ①提出期限 令和 4 年 10 月 20 日（木）午後 5 時まで
- ②提出書類 質問書（様式第 7 号）
- ③提出方法 質問書は、電子メールで送付すること。
- ④提出先 本事業の事務局
- ⑤回 答 令和 4 年 10 月 24 日（月）までに電子メールで行う。

なお、本実施要領及び玉東町ふれあいの丘保健センター及び交流センター電話等機器更新業務プロポーザル公募型仕様書の内容について全員に周知が必要なものであった場合は、参加表明書提出期限後に随時その質問及び回答の内容を参加表明者全員に送付する。

（4）参加辞退

- ①提出期限 令和 4 年 11 月 4 日（金）午後 5 時まで
- ②提出書類 辞退届（様式第 13 号）
- ③提出方法 郵送または持参
- ④提出先 本事業の事務局

（5）提案書等の提出

- ①提出期限 令和 4 年 11 月 4 日（金）午後 5 時必着
- ②提出部数 7 部 押印した正本 1 部・副本 6 部：カラーコピー可
- ③提出書類 提案書（様式第 8 号）調査・設計・構築等実績書（様式第 9 号）
実施体制及びサービス保守拠点に関する調書（様式第 10-1・10-2 号）事業者から本町に対して求める条件等（様式第 11 号）見積書（様式第 12 号）詳細提案書※任意様式
参考資料（パンフレット等）

※書類及び図面サイズは A4 又は A3 とし、サイズが A3 より大きくなる場合は、A4 又は A3 に折り込むこと。

※専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

※各書類にはページ番号を付すること。

※見積書（様式 12 号）には必要事項を記入し、代表者印を押印後、封筒（長形 3 号）に封入して代表者印にて封印し、1 通提出すること。

※詳細提案書については、別紙「詳細提案書作成要領」に従い記入すること。
また、別紙「詳細提案書作成要領」に記載の注意事項を厳守すること。

④提出方法 郵送または持参

※郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。

⑤提出先 本事業の事務局

(6) プレゼンテーション

玉東町ふれあいの丘保健センター及び交流センター電話等機器更新業務事業者選定委員会設置要綱（令和 4 年玉東町訓令第 2 号）第 3 条に定める選定委員に対する提案説明及び同選定委員から質疑応答のためのプレゼンテーションを行う。

なお、プレゼンテーションは、提案書の受付順に実施する。

①実施日時 令和 4 年 11 月 17 日（木）※都合により変更する場合あり。

②会 場 玉東町ふれあいの丘保健センター 多目的研修室

③提案方法 次の時間配分により参加者ごとに提案資料の内容について 説明を行う。

準備 10 分、説明 30 分、質疑応答 15 分 片付け 5 分

④その他 ・提案説明に必要なスクリーン、プロジェクターは本町で用意する。

・その他機材を使用する場合は、提案者が用意するものとする。

・新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB 会議システムを活用したオンラインによるプレゼンテーションを選択することができる。

7 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

①提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

②プレゼンテーションを無断で欠席したもの。

③虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。

8 審査方法及び結果通知

(1) 審査方法

提出書類及びプレゼンテーションに基づき審査し、評価表による採点方式で行うものとする。

(2) 審査結果

- ①審査の結果は、決定後に審査結果通知書（様式第 4 号）により通知する。
- ②審査結果に対する異議申し立ては認めない。

9 事務局

玉東町保健介護課（担当：清田）

住 所：玉名郡玉東町大字木葉 372 番地

電 話：0968-85-6557

F A X：0968-85-6554

メール：kiyo-h@town.gyokuto.lg.jp